

芸術文化観光専門職大学研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議し、又は実施するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 指針の運用及び規定の解釈に関する事項
- (2) 研究倫理に関する兵庫県公立大学法人コンプライアンスの推進に関する規程第20条に定めるコンプライアンス総括責任者からの要請に関する事項
- (3) 研究倫理に関する啓発及び研修に関する事項
- (4) 指針に違反する行為に係る調査に関する事項
- (5) 人を対象とする研究に係る研究計画等の審査に関する事項
- (6) その他研究倫理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 地域リサーチ&イノベーションセンター長
- (4) 学部長
- (5) 学生部長
- (6) 教務部長
- (7) 学術情報センター長
- (8) 事務局長

2 必要に応じて、本学の専門分野の教員及び学外の有識者を加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、研究担当副学長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は構成委員から除く。
- 5 委員会が必要と認めた場合は、研究の実施責任者または第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第7条 前条第6項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシー保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(専門部会)

第8条 委員長は、専門事項を審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(記録の保管)

第9条 委員会は、審議等にあたり提出された、又は作成した関係書類等について、当該年度終了後より10年間これを保管するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、地域リサーチ&イノベーション推進部地域支援課において行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。